

氏 名 いのうえきよはら あき こ
井上(清原) 昭子
学位(専攻分野) 博士(農学)
学位記番号 農博第1282号
学位授与の日付 平成14年5月23日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 農学研究科生物資源経済学専攻
学位論文題目 食品安全性に関する社会制度と企業行動に関する研究
——制度経済学的アプローチ——

論文調査委員 (主査)
教授 稲本志良 教授 加賀爪優 教授 新山陽子

論文内容の要旨

本論文は、加工食品のフードシステムにおける細菌性食中毒問題を研究対象として、第1に、食品事故に関する損害賠償制度と食品安全性確保のための公的規制の機能を明らかにすること、第2に、上記の社会制度のもとでの食品安全性確保のための企業行動を明らかにすることを課題としている。

序章「課題と方法」では、本論文の課題の設定を行い、それに接近するに当たっての分析の枠組みと本論文の構成を示している。

第1章「食品安全性に関する制度経済学的研究の意義」では、本論文の特徴を明らかにするために、食品安全性問題における本論文の分析範囲を限定し、関連する先行研究と本論文のアプローチの接点を明らかにしている。更に、本論文のフードシステム研究としての特徴と意義について検討して、食品安全性に関連する社会的にみた「構成要素」をフードシステム研究の分析枠組みにおいて整理している。

第2章「食中毒事件の構造変化」においては、わが国における細菌性食中毒の発生場所、事件規模、原因菌に関する変化に注目して、1950年代から現在までの間の食中毒事件の「外部化」と「大規模化」として集約できる構造変化の過程、これらの構造変化をもたらした背景について記述疫学的方法によって詳細に整理している。

第3章「食品安全性に関する損害賠償制度の分析」では、民法・製造物責任法からなる損害賠償制度に注目して、これらの社会制度が新法施行によって変化した場合の食品取引を通じた安全性確保への影響をモデル分析によって明らかにしている。また、損害賠償ルールの変化が消費者・生産者の事故回避行動に関する反応曲線に与える影響を解明し、食中毒事故回避の効率性と公平性の観点から製造物責任法施行の意義を明らかにしている。

第4章「食品の生産管理方式承認制度の比較分析」においては、生産管理方式の承認制度としてのHACCP承認制度を検討している。まず、エージェンシー理論に基づいて、認証制度参加への企業の誘因体系を提示し、次に、モデルを用いて厚生労働省によるHACCP承認制度と従来からの契約による品質保証制度とを比較している。特に、第4章では、HACCPのもたらす経済的効果について、食品製造企業と小売業者間の取引面における効果に着目して、企業が認証制度への参加を決定する際の誘因である取引費用削減効果の発生メカニズムを明らかにしている。

第5章「HACCP導入過程における費用分析」では、食品製造業における衛生管理技術としてのHACCPを検討している。製造物責任法施行以降、わが国食品製造業において普及しつつあるHACCP方式の生産工程管理は、工程制御による食品安全性の確保の普及段階と位置づけられる。第三者認証を受ける以前の作業管理段階、施設整備段階における費用と効果を分析して、HACCP導入により企業が直面する衛生管理の効率化やリスク回避などの効率性を明らかにしている。

論文審査の結果の要旨

食品安全性の確保が益々重要な社会的課題になるなかで、本論文は、食品安全性に関する社会的規制、司法ルール及び生

産管理方式承認制度などの社会制度が、フードシステムにおける食品安全性の確保という社会的目標の達成に与える影響を解明し、経済効率性及び社会的公正の見地から望ましい社会制度のあり方を検討したものである。本論文では、食品安全性問題を、特に細菌性食中毒問題、かつ、その経済的諸側面に焦点を当てて、「法と経済学」、「エージェンシー理論」などの制度経済学の方法によって理論的、実証的な経済分析を行っており、この研究領域におけるはじめての本格的、体系的な研究として位置づけすることができる。本論文において、特に評価すべき点は以下の4点に要約できる。

1) 食品の安全性確保に関わる法律と規制の機能を制度経済学的に分析することによって、食品衛生法改正(1995年)や製造物責任法施行(1995年)が食品製造企業と消費者の行動に与えたインパクト、食品安全性確保に関する食品供給産業と公共機関の役割、上記の法制度下における食品安全性確保に関するフードシステムの構成主体である食品製造企業と消費者の行動原理を解明している。

2) 一般消費者が紛争解決に司法判断を利用する機会が極めて少ないわが国では、司法ルールが法廷外での紛争解決に与える影響を解明する必要があるという認識に立って、また、食品安全性を「欠陥商品問題」として捉えるという画期的な視点に立って、規範的な「法と経済学」の方法によって分析を行い、食品企業が直面する損害賠償ルールが生産者責任ルールに変更されても、生産過程における食品安全性確保のための「注意水準」が必ずしも向上するとはいえないことを解明している。

3) HACCP(危害分析重要管理点)管理方式の承認制度における監視と報酬のあり方を比較した研究が少ないなかで、既存のスペック取引を品質保証制度とみなす独自の視点に立って、規範的なエージェンシー理論によって食品製造企業と小売り業者の間のスペック取引による品質保証とHACCP承認制度による第三者認証制度の比較分析を行い、厚生労働省が主体となったHACCP承認制度失敗の要因を明らかにしている。特に、HACCP導入による「報酬」である「市場からの信用」が監視の制度と大きく関わるという、同制度の本質的な構造を解明している。

4) 先行研究では大規模食品製造業・給食施設でのHACCP導入費用の事例研究が主流であったなかで、中小規模の食品製造企業におけるHACCP導入の費用と取引関係上の効果に関する分析を行い、わが国ではHACCPの導入が製造物責任法対策のための事後的対応としての意味をもつことを明らかにし、規模の零細性と独特の従業員—経営者関係を有するわが国の食品製造業における固有のHACCP承認制度のあり方を示している。

以上のように、本論文は、「法と経済学」、「エージェンシー理論」などの制度経済学の方法によりながら食品安全性確保に関する本格的、体系的な経済分析を先駆的に行っており、フードシステム論、食品経済論、経済疫学、農業経済学の発展、及び、食品安全性の確保に向けた制度の設計・運営・評価などの社会的実践に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士(農学)の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成14年3月26日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士(農学)の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。